

労働基準関係法令違反に係る公表事案

福岡労働局

最終更新日：令和3年2月1日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
高倉運輸（株）	福岡県遠賀郡遠賀町	R2.2.7	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第151条の7	貨物自動車に接触する恐れのある箇所に労働者を立ち入らせたもの	R2.2.7送検
元木建設（株）	福岡県福岡市博多区	R2.3.2	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第158条	車両系建設機械に接触するおそれのある箇所に、労働者を立ち入らせたもの	R2.3.2送検
（株）フジマックネオ	福岡県古賀市	R2.3.5	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第28条	プレス機械の安全装置が有効な状態で使用されるよう点検整備を行っていなかったもの	R2.3.5送検
アプライド（株）	福岡県福岡市博多区	R2.5.8	労働基準法第32条	労働者2名に、36協定の延長時間を超える違法な時間外労働を行わせたもの	R2.5.8送検
（同）M a x y	福岡県大野城市	R2.6.4	最低賃金法第4条	労働者1名に対し、2か月間の定期賃金合計約10万円を支払わなかったもの	R2.6.4送検
大祥工業（有）	福岡県宗像市	R2.7.2	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第361条	明り掘削の作業を行うに際し、地山の崩壊等の危険を防止する措置を講じていなかったもの	R2.7.2送検
石澤製作所	福岡県大野城市	R2.9.3	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第151条の14	防鳥ネットの補修工事において、フォークリフトを主たる用途以外の用途に使用させたもの	R2.9.3送検
（株）あさひ建装九州	福岡県北九州市八幡西区	R2.11.12	労働安全衛生法第31条 労働安全衛生規則第655条	技能実習生に高さ約3.7mの足場を使用させる際に、手すり等の墜落防止措置を講じていなかったもの	R2.11.12送検
北九州信和（有）	福岡県北九州市小倉南区	R2.11.12	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第563条	技能実習生を高さ約3.7mの足場上で作業を行わせるに際し、墜落防止措置を講じていなかったもの	R2.11.12送検

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
(有)屋根工事ウラタ	佐賀県唐津市	R2.12.1	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第519条	高さ約6mの作業床で作業を行わせる際に、手すりの設置等の墜落防止措置を講じていなかったもの	R2.12.1送検
(有)上田木材建設	佐賀県伊万里市	R2.12.8	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第518条	高さ約3mの個所で作業を行わせるに際し、安全帯を使用させる等の墜落防止措置を講じていなかったもの	R2.12.8送検
池上工業(株)	福岡県大川市	R3.1.14	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第575条の7	作業構台の組立て作業を行わせる際、労働者に対して作業構台の組立て作業に係る作業順序を周知しなかったもの	R3.1.14送検